

大阪府新規就農者育成総合対策就農準備資金事業に係る研修機関等について

(令和5年6月改訂)

大阪府新規就農者育成総合対策就農準備資金交付要綱第3条第2号アで府が別に定める研修機関等については、以下のとおりとする。

第1 府が認める研修機関等

- 1 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所農業大学校
- 2 羽曳野市ぶどう就農促進協議会
- 3 第2で定める研修機関等の要件を満たす学校の他、先進農家又は先進農業法人(これらを構成員とする団体を含む。以下「先進農家等」という。)なお、学校とは、学校教育法に基づき府知事が認可(所轄)している私立の専修学校及び各種学校にあって、農業分野の専門課程をおく学校とする。

第2 研修機関等の要件

研修機関等が満たすべき要件は以下のとおりとする。

1 共通要件

- (1) 研修を着実に実施し、交付対象者が円滑に就農できるよう、関係機関や関係団体等と連携し、適切な指導・助言を行うことができること。
- (2) 定款、規約・設置要領等へ研修について明記していること(先進農家等のうち法人化されていない農業経営体については、(3)の研修スケジュール及びカリキュラムを整備していることで可とする。)
- (3) 研修をマネジメントする機能及びその人材等を有しており、年間・月間スケジュール及び実践的な研修カリキュラムが整備されていること。
- (4) 研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できること。
- (5) 概ね1年かつ概ね1,200時間以上の研修カリキュラムがあること。
ただし、原則1日8時間を超えないこと。また、一定の休憩時間(研修時間が6時間を超えれば45分以上、8時間を超えれば1時間以上の休憩を研修時間の途中に与えること)及び休日(毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上以上の休日を与えること)を確保すること。
- (6) 研修は講義と実習により行うこととし、実習は研修時間の概ね50%以上とすること。
- (7) 就農に必要な技術や知識を習得させるため、以下の研修内容を総合的かつ体系的に設定されていること。
 - ア 栽培管理等の生産技術・知識に関する研修
 - イ 農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修
 - ウ 販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修
- (8) 研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。

- (9) 研修を実施する上で必要な講師や指導者を確保しており、また、必要な施設（栽培ほ場含む）・機械等を備えていること（派遣研修先を含む）。
 - (10) 研修生の研修実施状況について適切な評価ができること。
 - (11) 研修機関の所在地及び主たる研修場所は、大阪府内であること。
 - (12) 以下の点を遵守すること。
 - ア 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産省事務次官依命通知）ならびに大阪府新規就農者育成総合対策就農準備資金交付要綱に基づき交付主体及び交付対象者が行う手続きや書類作成に協力すること。
 - イ 研修修了生を対象として、就農支援（農地・販売先の情報提供等）を行うこと。
 - ウ 研修責任者の病気等やむを得ない理由を除いては研修を中止することはできない。ただし、研修生の責めに帰すべき理由がある場合はこの限りではない。
 - エ 研修修了生の農業技術等の習得及び就農状況等の把握に努め、必要に応じて大阪府に報告すること。
 - オ 研修生が資金の返還にいたった場合は、大阪府が行う返還事務に協力すること。
 - (13) 新規就農ポータルサイト（新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産省事務次官依命通知）別記6の第3の2の（1）のオの新規就農ポータルサイトをいう。）及び全国データベース（新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産省事務次官依命通知）別記4の第4の2の（1）のデータベースをいう。）に登録し、公表すること。
 - (14) その他、公序良俗に反する行為を行っていない等、交付対象者を育成する研修期間として適切であること。
- 2 先進農家等については、1 共通要件に加えて、以下の要件を満たすものとする。
- (1) 先進農家等の経営主が研修生の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）ではないこと。
 - (2) 研修生と過去に雇用契約（短期間のパート、アルバイトは除く。）を結んでいないこと。
 - (3) 技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること。（府農と緑の総合事務所農の普及課、市町村等の推薦や過去の研修実績があるなど、諸般の情報により判断）
 - (4) 年間を通じ農業生産及び販売を行っていること。
 - (5) 研修期間中、府が指定する研修を研修生に受講させること。なお、当該研修は、研修実績に加えることができる。また、府が指定する研修とは、府、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所等が行う、農薬適正使用、

農業生産、経営・販売方法などの研修とし、農薬適正使用に関する研修への参加は、研修期間中最低1回を必須とする。他の研修については、必要に応じて受講することができる。

- (6) 研修生に対して、十分な研修指導を行うことができる指導者（研修責任者）をおくこととし、研修は研修責任者が行うこと。また、研修責任者は複数おくことができる。
- (7) 研修責任者は、以下のいずれかに該当すること。
 - ア 大阪府「農の匠」（OBを含む）
 - イ 認定農業者（ただし、認定期間が5年以上であること）
認定農業者とは、国の認定農業者（農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者）及び大阪府認定経営強化型農業者（旧：大阪府認定農業者）（農業従事年数が10年以上であること）
 - ウ 農の雇用事業の研修責任者の経験がある者（ただし、研修生が研修期間を満了していること）
 - エ 普及指導員の資格をもつ者（旧改良普及員を含む）
- (8) 研修責任者1名あたりの研修生は3名以内（新規就農者育成総合対策就農準備資金事業以外に指導する研修生を含む）であること。